

平成 27 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社菱友システムズ  
 代表者名 取締役社長 八坂 直樹  
 ( J A S D A Q ・ コード 4 6 8 5 )  
 問合せ先  
 役職・氏名 経営管理統括本部 総務部長  
 古屋 隆欣  
 電話 0 3 - 5 4 2 1 - 5 8 1 1

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 28 日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件は、平成 27 年 6 月 24 日開催予定の定時株主総会に付議される予定です。

#### 記

##### 1. 変更の理由

2015 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、責任限定契約の締結範囲が変更されたため、当社定款第 29 条および第 39 条の規定を変更するものであります。

なお、定款第 29 条の変更については、監査役全員の同意を得ております。

##### 2. 変更内容

変更内容は以下のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しております)

改正前	改正後
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 当社は、取締役会の決議によって取締役(取締役であったものを含む。)の会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2 当社は社外取締役との間で、会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。            ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 当社は、取締役会の決議によって取締役(取締役であったものを含む。)の会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2 当社は取締役(会社法第 2 条第 15 号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。            ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 39 条 当社は、取締役会の決議によって監査役(監査役であったものを含む。)の会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2 当社は社外監査役との間で、会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。            ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 39 条 当社は、取締役会の決議によって監査役(監査役であったものを含む。)の会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2 当社は監査役との間で、会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。            ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</p>

##### 3. 変更の効力発生日

平成 27 年 6 月 24 日

以 上